

令和8年度 松伏町会計年度任用職員登録募集案内

松伏町では、会計年度任用職員として勤務していただける方の登録を募集しています。

1 会計年度任用職員とは

会計年度任用職員とは、1会計年度（4月1日から翌3月31日まで）を超えない範囲内で勤務する一般職非常勤の地方公務員です。

2 募集職種・勤務内容について

町が募集する具体的な募集職種、勤務内容等については別紙「募集職種一覧」のとおりです。

募集職種全てに共通する勤務条件は以下のとおりです。

任用根拠、 期間	地方公務員法第22条の2第1項 1会計年度（令和8年4月1日から令和9年3月31日まで）の範囲内
勤務日数、 時間	週5日以内 週38時間45分未満
勤務場所	町役場庁舎内、中央公民館などの町内各施設
報酬額	別紙「募集職種一覧」のとおり
手当等	松伏町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び規則等の定めるところにより、勤務条件等に応じて期末勤勉手当、費用弁償等が支給されます。
休暇	年次休暇、特別休暇（有給・無給）等があります。
休日	週休日（原則として土曜日、日曜日及び勤務条件により設定する日）、祝日、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで） ただし、土曜日、日曜日、祝日に開庁している勤務場所は、勤務表等により決定します。
社会保険	勤務条件等に応じて健康保険、厚生年金保険、雇用保険の適用があります。
公務災害	非常勤職員公務災害補償制度又は労働者災害補償保険のいずれかが適用されます。
服務	地方公務員法の各服務に関する規定が適用されます。 ●服務の根本基準 ●服務の宣誓 ●法令等及び上司の職務上の命令に従う義務 ●信用失墜行為の禁止 ●秘密を守る義務 ●職務に専念する義務 ●政治的行為の制限 ●争議行為等の禁止 ●営利企業への従事等の制限（パートタイム会計年度任用職員は対象外）
条件付採用	任用から1か月間は条件付採用期間となります。 ※1か月間の実勤務日数が15日に満たない場合は、15日に達するまでは条件付採用期間となります
その他	・報酬等支給日：翌月21日（勤務した日の属する月の翌月21日） ・勤務成績が良くない場合や公務員としての適格性を欠く場合、心身の故障等により勤務ができない場合は、分限処分を行う場合があります。また、法令違反等の非行行為があった場合は、懲戒処分の対象となります。

3 登録制度について

会計年度任用職員として勤務を希望する方に登録していただき、登録者の中から選考し任用する制度のことです。

なお、地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する人は登録できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (2) 松伏町の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条に規定する罪を犯し刑に処せられた人
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

4 登録手続等について

- (1) 登録申込について

町ホームページより電子申請

- (2) 提出書類

ア 登録申込書 ※写真のデータを添付

イ 資格証等のデータを添付

※応募要件で資格・免許等が必要とされる職種に登録される方

※教育支援員を希望される方で教員免許を所持している方

ウ 障害者手帳をお持ちの方は、障害者手帳（写真、氏名及び級別等の記載があるページ）のデータを添付

- (3) 申込期間

随時申込可能です。



👉 こちらから電子申請できます

5 選考方法について

書類選考、個人面接、パソコン入力テストなどにより選考します。

※注意事項

- 登録された方の中から選考を実施するため、登録された方が必ず任用されるわけではありません。
- 登録が完了したことについて、特に連絡はしません。
- 選考の結果、任用内定となった方には内定の連絡をします。任用内定とならなかった方には特に連絡はしません。
- 登録の有効期間は令和9年3月31日までです。令和8年4月1日以降も業務の発生状況等により、登録された方について随時選考を実施します。
- 登録内容を変更する場合や登録を削除する場合は、それぞれ届出が必要です。
- 業務の発生状況等により、会計年度任用職員を直接ハローワーク等で募集する場合があります。

6 その他

- 登録申込書に記載された内容は、会計年度任用職員の任用手続以外の目的で利用することはありません。
- 次の事項に該当する場合は、登録を抹消します。
 - ア 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - イ 心身の故障その他の理由により、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかになった場合
 - ウ 資格取得見込みの者が資格を取得できなかった場合
 - エ 申込資格を満たしていないことが明らかになった場合（必要な資格を有していない等）
- 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認することがあります。
- 特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当町の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。
- このため、予め、採用選考過程において、誓約書や申込書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

7 問合せ

松伏町役場 政策総務課 職員担当
電話 048-991-1896（直通）